

学級編制基準の見直しにより学校教職員定数の増員を求める意見書

今、学校現場では、手厚いケアが必要な子どもが増え、立ち歩きやトラブルの増加など様々な教育困難が広がっており、中央教育審議会初等中等教育分科会の「提言」（2010年）でも、「40人という学級規模では、学級経営が困難になっている」と指摘されているところです。このため、35人以下学級など少人数学級の実現は、日本PTA全国協議会、全国レベルの校長会や教頭会、教育委員会の協議会、様々な教職員組合が求める文字通りの国民共通の切実な要求になっています。

一方、政府の「骨太の方針2017」には教職員の働き方改革が盛り込まれていますが、教職員の多くは業務が増え続け「過労死ラインで働いても、授業準備や子供と接する時間が取れない」という深刻な状態で苦しんでいます。

また、少人数学級への移行の見通しが無いもとで都道府県等は、教職員の正規採用を手控え、非正規教職員への依存が強まり、多くの非正規教職員が来年どうなるかわからない不安の中で働いています。このため、全国知事会も「中長期的な教職員定数改善」の早期策定を求めています。

よって、政府においては、学級編制基準を少人数学級編制へと見直し、学校教職員定数の増員を図り、行き届いた教育を実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣